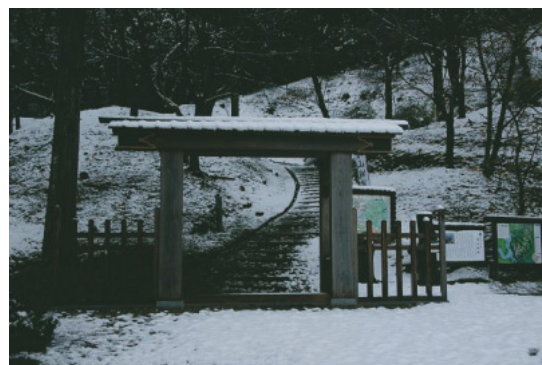
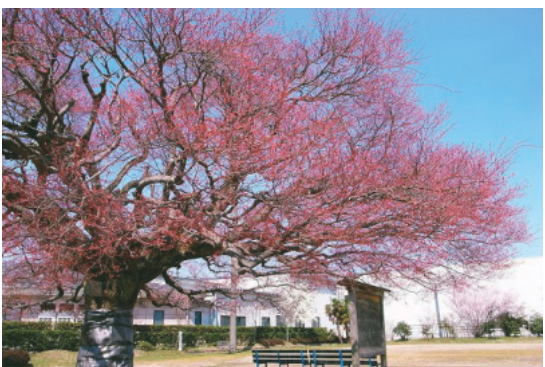


# 参 考 資 料

## 砺波市景観まちづくり計画



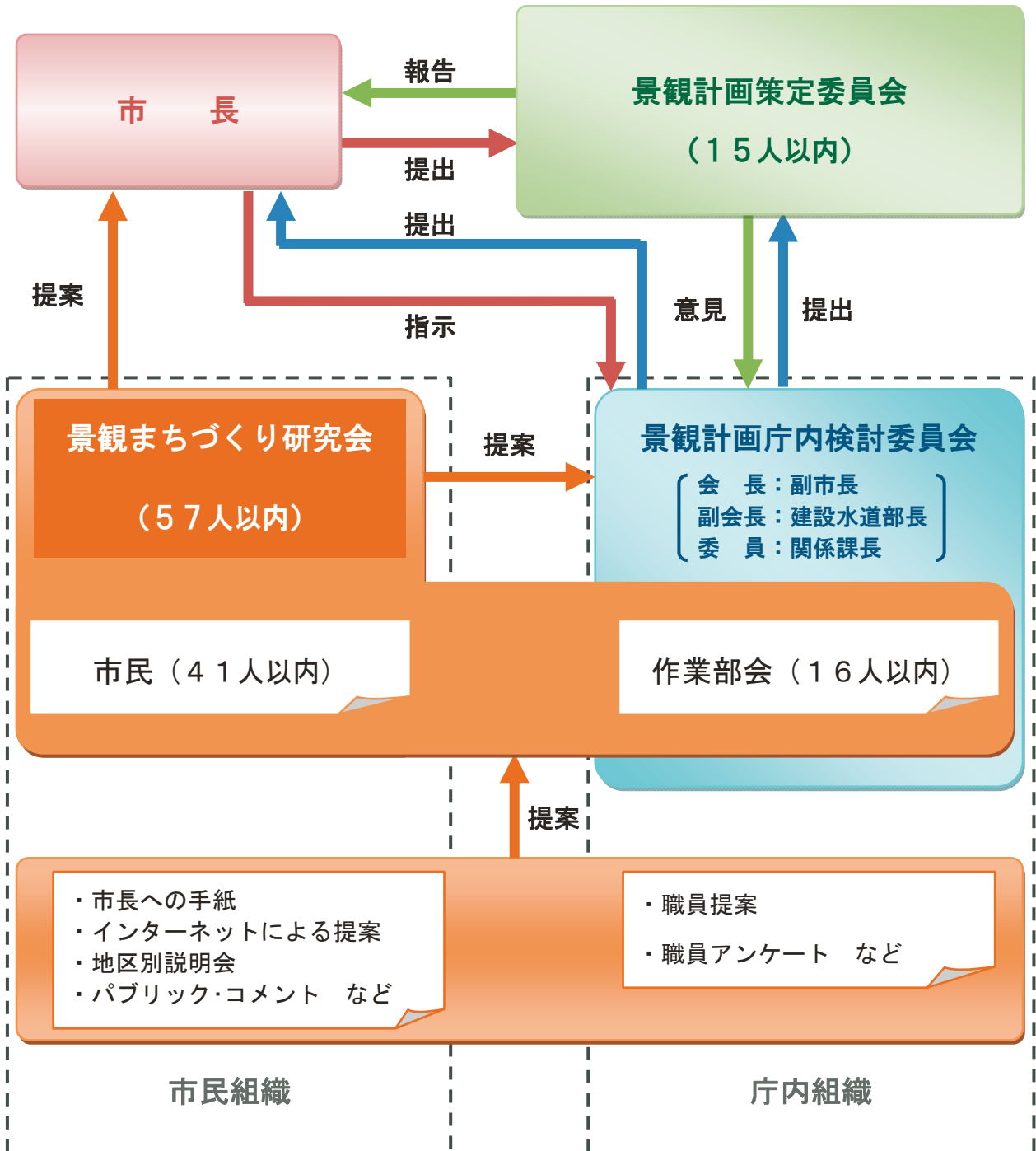
## ① 砺波市景観まちづくり計画策定の経過

年	月 日	会 議 名	内 容
平成 22 年	6月24日	第1回庁内検討委員会	景観計画策定組織
	8月2日	第1回庁内検討委員会作業部会	景観計画方針
	9日	第1回策定委員会	景観計画策定組織及び景観計画方針
	9月29日	第1回景観まちづくり研究会	好きな景観、嫌いな景観
	10月13日	第2回景観まちづくり研究会	景観の守り方、直し方
	11月14日	第3回景観まちづくり研究会	景観づくりのための役割分担
平成 23 年	1月6日	第2回庁内検討委員会	計画(素案)
	14日	第2回策定委員会	計画(素案)
	2月17日	第4回景観まちづくり研究会	計画(素案)
	18日	第2回庁内検討委員会作業部会	計画(素案)
	21日	第3回庁内検討委員会	計画(素案)及び支援策
	2月21日～ 3月29日	第1回地区説明会	計画(素案)
	3月9日	第3回庁内検討委員会作業部会	計画(素案)及び支援策
	22日	第4回庁内検討委員会	計画(1次案)及び支援策
	24日	第3回策定委員会	計画(1次案)
	4月28日	第4回庁内検討委員会作業部会	計画(1次案)及び支援策
	5月12日	第1回策定委員会専門委員会	計画(1次案)及び景観まちづくりの基準
	5月25日～ 6月13日	パブリック・コメント実施	計画(1次案)
	6月24日	第5回庁内検討委員会	開発行為の課題と支援事業
	29、30日	第5回景観まちづくり研究会	景観まちづくりの基準の取りまとめ
	7月7日	第5回庁内検討委員会作業部会	景観まちづくりの基準
12日	第2回策定委員会専門委員会	景観形成ガイドラインの方針協議	

平成 23 年	8月9日	第6回庁内検討委員会	景観まちづくりの基準及び届出基準
	25日	第3回策定委員会専門委員会	景観形成ガイドライン
	31日	第6回景観まちづくり研究会	研究会報告のまとめ
	9月12日	景観まちづくり研究会からの提言	研究会報告と計画策定に向けての提言
	16日	第6回庁内検討委員会作業部会	計画(全体案)及び景観形成ガイドライン
	10月4日	第4回策定委員会	計画(全体案)及び景観形成ガイドライン
	17日	第7回庁内検討委員会	計画(全体案)及び景観形成ガイドライン
	11月21日～ 12月24日	第2回地区説明会	計画(全体案)概要
平成 24 年	1月13日	第8回庁内検討委員会	計画(全体案)及び景観形成ガイドライン
	17日	第5回策定委員会	計画(全体案)及び景観形成ガイドライン
	2月15日	第7回庁内検討委員会作業部会	計画(全体案)
	17日	第9回庁内検討委員会	計画(全体案)
	3月1日	景観行政団体へ移行	
	3月1日～ 4月2日	パブリック・コメント実施	計画(全体案)
	3月23日	第7回景観まちづくり研究会	計画(全体案)
	8月13日	第10回庁内検討委員会	支援策
平成 25 年	11月12日	第8回庁内検討委員会作業部会	計画(全体案)の修正及び計画推進
	28日	第11回庁内検討委員会	計画(全体案)の修正及び計画推進
	12月16日	第6回策定委員会	計画(全体案)の修正
平成 26 年	1月9日	策定委員会からの報告	砺波市景観まちづくり計画(案)
	20日	砺波市都市計画審議会	砺波市景観まちづくり計画(案)
	3月19日	砺波市景観まちづくり条例(案)の議決	
	4月1日	砺波市景観まちづくり条例の施行(届出制度10月1日施行)及び砺波市景観まちづくり計画の告示	

## ②設置要綱等

### (1)組織体系



※人数は、組織発足時のもの



## (2) 砺波市景観計画策定委員会設置要綱

平成22年6月21日

告示第79号

(設置)

第1条 本市の良好な景観を保全・形成するため、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するにあたり、総合的な観点から審議することを目的として、砺波市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画の策定に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に報告する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、学識経験者、関係団体の代表者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、景観計画の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けたときは補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の運営について必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設水道部都市整備課景観まちづくり班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開かれる会議については、市長が招集する。

## (3) 砺波市景観計画庁内検討委員会規程

平成22年6月21日

訓令第15号

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するため、砺波市景観計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画の策定業務及び必要な調査・研究を行う。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、建設水道部長をもって充てる。

3 委員は、企画調整課長、総務課長、財政課長、税務課長、生活環境課長、商工観光課長、となみ散居村ミュージアム館長、農業振興課長、農地林務課長、土木課長、都市整備課長、生涯学習・スポーツ課長、砺波郷土資料館長、砺波散村地域研究所事務局長、農業委員会事務局長、チューリップ四季彩館長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 委員会が実施する調査・研究及び計画の策定業務等を円滑に推進するため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設水道部都市整備課景観まちづくり班において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## (4) 砺波市景観まちづくり研究会設置要領

(設置)

第1条 本市の良好な景観を保全・形成するため、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するにあたり、市民と砺波市景観計画庁内検討委員会作業部会委員とが協働で調査、研究を行うことを目的として、砺波市景観まちづくり研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる調査、研究を行う。

- (1) 景観まちづくりの現状と課題
- (2) 市民と行政との協働による景観まちづくり施策

(組織)

第3条 研究会は、会員57人以内をもって組織する。

2 会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各地区の自治振興会長から推薦を受けた市民 21人以内
- (2) 砺波市散村景観保全・活用調査報告書（平成21年3月31日砺波市教育委員会発行）において、散村が見られる地区とされた地区の自治振興会長から推薦を受けた市民（前号の市民を除く。） 10人以内
- (3) 公募に応募した市民 3人以内
- (4) 市職員（作業部会委員） 16人以内
- (5) 市長が選任した者 7人以内

3 会員の任期は、景観計画の策定が完了するまでとする。ただし、会員が欠けたときは補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 研究会の庶務は、建設水道部都市整備課景観まちづくり班において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成22年6月21日から施行する。

## ③ 策定組織の活動成果

### (1) 景観計画策定委員会の報告

平成26年1月9日

砺波市長 夏野 修 様

砺波市景観計画策定委員会  
会長 松政貞治

#### 砺波市景観まちづくり計画の策定について（報告）

平成22年8月9日の第1回砺波市景観計画策定委員会以降、6回の会議を開催し、景観法（平成16年法律第110号）に基づく「砺波市景観まちづくり計画」の策定に関する必要な事項について慎重に審議した結果、添付の計画案とし、下記の意見を付して報告します。

#### 記

- 1 砺波市には、世界に誇り得る歴史的・文化的資産である散居景観をはじめ、魅力ある景観が全域に広がっており、これら固有の景観を守り育むとともに、市民の地域意識を深めつつ、全国に発信して砺波市の特色を生かした景観まちづくりを推進されたい。
- 2 魅力ある景観の保全と新たな魅力的な景観の創出は、市民、事業者及び行政が協働で行うとともに、積極的な地区の取組を奨励するなど、地域ぐるみの活動を支援して景観まちづくりを推進されたい。
- 3 計画の推進に当たっては、市民、事業者及び関係団体に計画内容の周知を徹底するほか、小・中学校における郷土史教育の充実など、景観まちづくりに対する意識の啓発に努められたい。
- 4 社会情勢や生活環境、農業環境の変化、個人ニーズの多様化などにより、様々な行政施策との連携を図るとともに、景観計画を変更することも視野に入れ、時代の流れを考慮した景観まちづくりを推進されたい。

以上



## ◇策定委員会から市長への報告

平成26年1月9日、松政会長及び砂田副会長から、砺波市景観まちづくり計画（案）に意見を付した報告書を受領する。



砺波市景観計画策定委員会からの報告書受領

## （２）景観まちづくり研究会の提言書（抜粋）

### ア 届出基準について

- ・ 散居景観の区域では、建築確認申請規模の行為に関して届出を行い、その内容を確認する必要がある。
- ・ 市民に過度な負担とならない程度の届出基準が望ましい。



建築物の現状確認を踏まえたワークショップ

### イ 景観形成基準について

#### （ア）全体意見

- ・ 散居景観の区域は、ある程度の基準を設定して景観を守るべきだが、市街地などの区域では、緩やかな基準としても良いのではないか。
- ・ 散居景観の区域内に重点地域を設け、伝統的家屋など保全すべきものは補償してでも残す方法があるのではないか。
- ・ 企業立地や住宅団地の造成による市勢の発展も求められていることから、基準が緩やかな区域が必要である。

### 3 策定組織の活動成果

- ・ PR用の小冊子の作成など、散居景観の保全に向けた積極的な啓発活動が必要である。
- ・ 砺波市のシンボルカラーを決めてはどうか。
- ・ 公共施設においても、統一感のある景観づくり基準が必要である。

#### (イ) 個別意見

##### ◆ 散居景観の区域

###### 【位置・配置・高さ】

- ・ 建築物の高さは、一般住宅において2階建てまでが望ましい。
- ・ 建築物の高さは、周辺建築物や屋敷林にあわせ、ある程度の高さに抑える。
- ・ 塀の高さは、建築物の1階部分が全く見えないなど、閉鎖的にならないような高さとする。
- ・ 母屋と附属屋（同一敷地内の2世帯住宅等も含む）がある場合は、附属屋が母屋より大きくならないようバランスに配慮する。

###### 【形態・意匠】

- ・ 工場や店舗などは、大規模な壁面の平滑面を避けるとともに、壁面を宣伝広告スペースとして活用することを差し控える。
- ・ 屋根構造はアズマダチ等を参考として、切妻や寄棟などシンプルな形状であるほうが望ましい。
- ・ 屋根勾配が強いと洋風のイメージとなり、周辺景観とのバランスが取れないため、周辺の家屋と調和のとれた屋根勾配を基本とする。
- ・ 勾配屋根は建築物の形態にもよるが、3階建て以上には馴染まないため、建築物の形態に応じて個別に審査する必要がある。

###### 【色彩】

- ・ 青、赤系の色はインパクトが強く、落ち着いた色使いが望ましい。
- ・ 黒を基調とした色使いであれば周辺景観と調和する。特に、屋根や屋根瓦は、黒系の濃い色であれば周辺景観と調和が図られる。
- ・ 外壁では、突拍子もない色使いは問題であり、彩度を抑え使用する色相を少なくする。
- ・ 窓枠の色合いは、外壁との調和に配慮する。
- ・ 母屋と附属屋（カーポート含め）など、同一敷地内にある建築物の外観の色彩は、同系色を用いるなど調和を図る。
- ・ フェンスや塀などを設置する場合は、周辺景観と調和する色を使用する。
- ・ 企業カラーもあり厳しいとは思いますが、できる限り自動販売機の色に周囲の景観への工夫が欲しい。
- ・ 住宅団地内では、ある程度の許容も必要ではないか。

###### 【素材】

- ・ 建築物等の適正な日常管理を行い、色あせや錆などが無いよう配慮する。
- ・ 光が反射する素材の活用を極力避ける。

###### 【緑化】

- ・ 屋敷林の過度なせん定は、好ましくない。
- ・ 屋敷林や庭地の植樹、生け垣を推奨するとともに、極力、高木の植栽に努める。

- ・ 大規模な建築物の周囲には、周辺の景観との調和を図るため、屋敷林をイメージする高木の緑化を図る。
- ・ 大規模な駐車場にあっては、外周に緑化を図る。
- ・ 周辺景観に違和感がある建築物などは、植栽で囲むなど修景に配慮する。
- ・ 敷地の外周は、フェンスではなく、緑化を推奨する。

**【その他】**

- ・ 空調屋外機器等は、周囲から見えない工夫が望ましい。

**◆ 散居景観以外の区域****【位置・配置・高さ】**

- ・ 道路境界からの後退距離を設けて、隣接する敷地への圧迫感を与えない。
- ・ 丘陵山間区域においては、山の稜線を遮らないよう建築物の位置や高さ、配置に配慮する。

**【形態・意匠】**

- ・ 外壁は陰影を施すなど、平滑面が生じないよう工夫するとともに、窓を適切に配置する。

**【色彩】**

- ・ 色彩の基準が必要である。
- ・ 赤、青、黄色の原色系3色の外壁等での使用は、奇抜過ぎるため好ましくない。また、チェック柄など、外壁への原色を用いた複合的な色使いは好ましくない。
- ・ 屋根は、統一的な色使いが望ましい。

**【素材】**

- ・ 建築物等の適正な日常管理を行い、色あせや錆などが無いよう配慮する。
- ・ 大規模なガラス張りの外壁は、照り返しが大きく周辺居住者等にとって迷惑であるので、周辺への配慮が必要である。
- ・ 屋根の反射を抑えるため、色の工夫や屋上緑化、ソーラーシステム設置にあっては、屋根に馴染んだ色に配慮する。

**【緑化】**

- ・ 敷地外周の緑化を推奨する。
- ・ 道路に面する側は、何らかの緑化の工夫を行う。
- ・ 住宅団地内の植栽を義務化する。
- ・ 工場の立地などの大規模な行為においては、景観に与える影響が大きいため、特に外周の緑化に配慮する。

**【その他】**

- ・ 資材置場等にあつては、周辺景観に配慮して、周囲から見えにくくなるよう遮へいする。

## ④ 策定組織名簿

### (1) 砺波市景観計画策定委員会委員

(役職・50音順、敬称略)

役職	氏名	所属等
会長	松政 貞治	富山大学芸術文化学部 教授
副会長	砂田 龍次	となみ散居村ミュージアム 館長
委員	新井千代香	砺波市農業者協議会女性農業士部会 理事
委員	飯田 良榮	庄川町商工会 会長
委員	五十野正史	砺波市農業委員会 会長
委員	大谷 朝子	砺波市連合婦人会 事務局長
委員	尾田 武雄	特定非営利活動法人 砺波土蔵の会 理事長
委員	鈴木 義紀 (長谷川道隆、岡本達也)	富山県土木部建築住宅課 課長
委員	徳田 義弘	富山県建築士会 理事、富山県景観アドバイザー
委員	畠山 博子	畠山制作室 代表、富山県デザインアドバイザー
委員	広瀬 慎一	元富山県立大学短期大学部 教授
委員	宮川 清一 (岡 龍夫、笹 康弘)	砺波市地区自治振興会協議会 会長
委員	安カ川恵子	砺波郷土資料館 学芸員
委員	渡邊 昭洋 (有川 成正)	砺波商工会議所 専務理事 (砺波商工会議所 副会頭)

※所属等は、就任時のもの

※ ( ) は、前任者





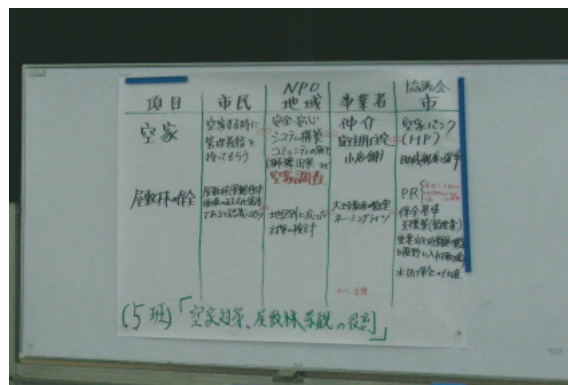
## (2) 砺波市景観まちづくり研究会会員

(50音順、敬称略)

### 景観まちづくり研究会 会員

荒川 正博	安念 幹倫	石黒 和夫	石黒千代子	石原 明夫	雄川 孝夫
小野津茂樹	北村外志子	木村 吉秀	清原 荘司	佐藤 清美	佐野 友嗣
渋谷 英史	示野 和弘	砂土居武義	高木美奈子	鷹西 敏一	出村 忍
寺 芳子	寺井 武彦	中島佳代子	中嶋 幸子	永田 喜一	中村 信一
丹羽 誠	萩原 明子	長谷川 徹	平野 昌礎	宝田 実	堀田 良市
前田國代志	松永 妙子	三門明宏史	水上 昭次	水木 功	水木 和代
宮木 貴英	横山 重嗣	吉川 昶行	吉川 昌江	吉田 佳史	

※その他、市職員が16人参加





---

## 砺波市景観まちづくり計画

平成26年4月発行

■発行 砺波市

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1111(代)

E-mail: toshi@city.tonami.lg.jp

■編集 建設水道部都市整備課景観まちづくり班

---